

令和3年度 第2回練馬区総合教育会議

開会年月日：令和4年1月27日（木）

場 所：練馬区役所西庁舎7階「第一委員会室」

出席者：練馬区長 前川 耀男
教育委員会 教育長 堀 和夫
同 委員 中田 尚代
同 委員 坂口 節子
同 委員 仲山 英之
同 委員 岡田 行雄

議 題：

- 1 ヤングケアラーについて
- 2 その他

開 会：午後2時00分

閉 会：午後3時05分

説明のため出席した者の職および氏名

総務部長 佐古田 充宏

教育振興部長 木村 勝巳

こども家庭部長 小暮 文夫

（総務部）

総務課長 大窪 達也

（教育振興部）

教育総務課長 櫻井 和之

教育施策課長 枝村 聡

学務課長 杉山 賢司

保健給食課長 唐澤 貞信

教育指導課長 谷口 雄磨

副参事（教育政策特命担当） 山本 浩司

学校教育支援センター所長 小野 弥生

光が丘図書館長 清水 優子

（こども家庭部）

子育て支援課長 山根 由美子

こども施策企画課長 柳下 栄

保育課長	清水 輝一
保育計画調整課長	吉川 圭一
青少年課長	石原 清年
練馬子ども家庭支援センター所長	橋本 健太

【区長】

ただいまから、令和3年度第2回総合教育会議を開催いたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

本日の議題は、「ヤングケアラーについて」です。既に報道等で取り上げられていますが、その定義や実態の把握は難しく、どういった状況の子どもをヤングケアラーと呼ぶべきか、また、どういった対応をすべきかについて、判断が難しいところだと思っています。

これまでの様々な報道や国の取組、その他を踏まえ、区としてこれまで行ってきた子どもに係る政策、取組を活かしながら、ヤングケアラーについて、本格的に取り組んでいく必要があると考えています。そのための話し合いを始めようと、今回の議題を設定いたしました。

それでは、まず資料について、事務局から説明をお願いします。

【教育振興部副参事】

それでは、資料について説明させていただきます。資料の構成でございますが、1ページ目にヤングケアラーに関する課題および協議の視点ということで、大きな点で捉えていただきまして、2ページ以降、細かく国や区の調査結果、また具体的な事例等を紹介させていただいております。

では、1ページをお願いいたします。左上に「ヤングケアラーとは」と示してございます。国は、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」と捉えて調査研究を進めています。

特徴的な傾向としましては、3点ほどございます。子ども自身が当たり前の行為として行っているため、自分がケアラーであるという認識がなく顕在化しにくい、社会的な認知度が低く周囲が気付きにくい、また、ケアラー自身が他人に相談したくないといったことから顕在化しにくいという点がございます。

左下でございます。学校におけるヤングケアラーの発見の現状でございます。学校は直接的に子どもと長い時間関わることのできる環境でございますので、教員がヤングケアラーを発見しやすいと思われませんが、一方、なかなか発見できない事情、実情もございます。

ヤングケアラーの発見に向けて教員ができることとしましては、例えば遅刻や忘れ物が目立つなどの子どもの気になる様子を把握することです。それから、子どもの家族構成を把握したり、家庭の就学援助の受給状況などから、おおよその経済状況などを把握することができます。

そのようなことから、この子どもはヤングケアラーの可能性が高い、または家庭に何か問題を抱えているというところを教員が把握することはできますが、さらに保護者の方に家庭の状況や支援が必要な家族の有無を聞き取ることや、子どもへの支援の必要性を把握することは難しく、ヤングケアラーを発見できたとしても、なかなか支援につなげていくことが困難であるという現状がございます。

右に移ります。ヤングケアラーに関する課題および本日協議でお話しいただきたい視点について説明させていただきます。

国の調査では、家族の世話をしている中学校2年生の割合は5.7%、区の調査では、区立

学校がヤングケアラーと認識している子どもの数が、小学校で0.07%、中学校で0.15%。調査方法が異なりますので、単純比較することはできませんが、結果として大きく乖離しています。

その下、調査結果から考えられることとしましては、家族の世話をしているケースには、軽度のものから重度のものが混在しているということや、一方、区立学校が認識しているケースにつきましては、軽度から中程度のケースは認識されにくい、または認識されていないケースの中には重度のものもある可能性があるということです。

区が捉えている課題としましては、4点ほど掲げさせていただきました。1点目に、ヤングケアラーの実態を区として正確に把握することの必要性、2点目に、ヤングケアラーを確実に発見していく必要性、3点目に、様々な状況を見ながら支援の必要性を判断する必要性、4点目に、学校からさらに関係機関へつないでいく解決方法や、その連携の方法などについて明らかにしていく必要性、このようなところを課題として整理させていただきました。

右下に協議の視点を2点設けさせていただいております。ヤングケアラーを発見するための取組、支援につなげるための取組、以上の2点でございます。

では続いて、2ページをお願いいたします。世話をしている家族の状況、こちらは、昨年4月に厚生労働省が発表した国の調査研究結果でございます。左上、「世話をしている家族の有無」ということで、中学校2年生に尋ねたところ、5.7%が「いる」と回答しております。

その5.7%の子どもたちにさらに左下のような、「家族の世話をする頻度」、「1日当たりに世話に費やす時間」について聴き取りしたところ、ほぼ毎日というのが45%、7時間以上という子どもも10%程度いるということでございます。

右側は、先ほど申し上げた5.7%の中で、「実際に世話をしている家族は誰ですか」という質問でございます。対象は兄弟、父母、祖父母、最も多いのが兄弟ということでございます。それぞれの家族に対しての状況と、その内容をここに書かせていただいております。

右下、2点、「世話をしているために、やりたいけれどできていないこと」、「学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援」というものを子どもたちの声として紹介してございます。「特にない」といった意見が58%、45.8%と、一番高い割合を示しているところがございますが、この中には子ども自身がヤングケアラーとしての自覚を持っていない、また、相談したくないために、「特にない」と書いたなど、そういったものが含まれている可能性も考えられるというところがございます。

では続きまして、3ページです。区におけるヤングケアラーの相談・支援の状況をご覧ください。図にまとめてございますのは、区が行っているヤングケアラーの相談・支援体制でございます。教育部門、福祉・保健部門、子育て部門と、大きく3部門がそれぞれの事業を進めていく中で、互いに連携・共有しながらヤングケアラーの支援に当たっているところがございます。

右側に、各機関で今、実際にヤングケアラーとして認知して支援を行っている子どもの人数を計上してございます。右下、55名とございますが、関係機関で重複して計上しているところもございますので、実人数としては45名の子どもを各機関が関係機関としてヤングケアラーの支援をしているという実態がございます。

続きまして、相談・支援の事例でございます。ただいま申し上げた区の関係機関が、実際にどういう事例を扱っているのかということ、代表的なものを6点ほど掲載させていただいております。各事例の青枠のタイトル、記載されている内容がヤングケアラーになっている主な要因と考えられるものを示してございます。保護者の精神疾患や、ひとり親、生活困窮など、特徴的な要因を示させていただいております。

続きまして、4ページをお願いいたします。区立小中学校におけるヤングケアラーに関する発見の取組でございます。これは昨年11月に区立小中学校98校を対象に実施した調査の結果でございます。先ほど、国の調査と方法が違っていると申し上げましたが、こちらのやり方はヤングケアラーに特化した調査というよりも、子どもの悩みを広く聞き取るアンケートから掘り下げていき、この数をあぶり出したといったところでございます。アンケート調査の中では、いじめや勉強、友達、先生について、様々な悩みを聞く設問の中に1つ、「家族や家庭の中で気になることや困っていることがありますか」という質問項目を設けました。

その中で「ある」と答えた子どもたちに対して、教師のほうで状況を聞いたり、または日常生活の中で気になる様子がある子どもたちに個別に話を聞いたりする中で、結果的に小学校26名、中学校21名の子どもがヤングケアラーに当たるのではないかと学校が認識したところでございます。

左下の調査結果の(2)でございますが、おおよそ小学校の26%、中学校の45%が、自校にヤングケアラーがいると回答しているところでございます。

右の(3)世話を必要としている家族およびその状況でございますが、国の調査と同じように、兄弟の世話をしているという家庭が多くございました。特に小学校では幼い兄弟の世話、それから中学校では幼い兄弟の世話に加えて、外国籍の保護者の方の対応をしているといったような状況もございました。

それでは、最後になります。区立学校におけるヤングケアラーと思われる事例について紹介いたします。先ほどの区の調査の中で、47名の学校としての認識がございましたが、その47名をさらに学校に聴き取りをしていきますと、区の関係機関の支援を受けているかが分かりました。

左側の青い矢印のほうは「学校以外の関係機関の支援を受けている」、これが21名おりました。さらに、この21名の子どもと、3ページの区の関係機関が支援している45名の子どもたちを照合していきますと、21名のうち10名は区の関係機関もヤングケアラーとして認識をして支援しているといった状況がございました。

別の言い方を申し上げますと、同じ子どもや家族の世話を複数の関係機関がしていても、関係機関によっては状況の把握の仕方が違う部分もございまして、ヤングケアラーと捉えているところ、捉えていないところ、そういった差異があるということもはっきりしたところでございます。

緑色の矢印でございますが、こちらは「支援を受けていない」、「学校以外の支援を特に受けていない」という26名でございます。主な事例を4点ほど挙げさせていただきました。ひとり親、幼い兄弟の世話や認知症の祖母の世話など関与しているような事例を掲げてございます。

下に書かせていただきましたが、今挙げたこの4事例につきましては、学校は子どもの

抱える家庭の問題に気づき、面談をするなど様々なフォローをしているところでございますが、さらに関係機関による支援が必要か、検討していく必要があるのか、悩んでいるところもあるといった状況がございます。

以上、お配りの資料について説明させていただきました。

【区長】

今、説明してもらいましたが、この問題は、率直に申し上げてマスコミの報道、あるいは国の調査、それから、ある程度の区の調査はありますが、ヤングケアラーの実態がどういふものか詳細に事務局が把握しているかというところ、そうも言い切れないわけでありまして。

そもそもヤングケアラーの何が問題なのか。具体的な事例をここで幾つか挙げてもらいましたが、それぞれ事例によって内容が異なりますし、そしてまた、それに対してどう対応すべきかということについても意見が分かれるところです。ありていに言えば、なかなかよく分からないというのが現状です。

そこで、本日は、何か事務局が確固たる資料や、確固たる情報、確固たる定見を持っているということではないので、まず、感想でも結構ですし、様々意見を出していただいて、それを踏まえて、今後、事務局としてもしっかりと検討し、またご報告していく。そういうプロセスにしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

何か専門的な意見をというわけではありませぬので、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。

【仲山委員】

まず、正確な実態把握ということに関してですが、やはりこれは小中学生の全員を対象に、ヤングケアラーに特化したアンケート調査をすべきであると思っております。

ただし、そのときにヤングケアラーという名前を出す必要は必ずしもないわけで、こちらがそのデータからヤングケアラーと判断できるような設問事項をつくっておけばいいかと思っております。むしろ、小学生ですと、ヤングケアラーという言葉が出てしまうだけで、私は関係ないと、そちらに流れてしまう可能性もあります。

それから、やはり正確な実態把握をしようと思うと、まずは無記名でやったほうが良いと思っております。その上で、学校の先生が私のクラスの中に何人かいるということが分かれば、そこから面談等をして人を特定していくということができると思っておりますので、まずは無記名で全員に対してやるのが良いと私は思っております。

それから、学校の先生の話し方によっては嫌な思いをする生徒も出てくるかもしれませんので、アンケートをとる際には、簡単でよいと思っておりますが、事前に先生にヤングケアラーに関する研修を行う必要があるのではないかなと思っております。正確な実態把握ということで、意見を言わせていただきました。

【区長】

有難うございます。当局でも、資料にありますように、調査をしていないわけではありませぬが、完全に把握できているかというところ、そうも言い切れないところです。ですから、今お話があったような点も踏まえて、さらに調べる必要があると思っております。

今、調査の話がありましたが、それに関連して、他の方、どうでしょうか。

【坂口委員】

これだけ詳しい調査が、ここまで上がってきていること、ただし、それでもまだ支援につながっていない、相談をしたくない人がいらっしゃるということが分かりました。

私はまずは、学校に関わる教職員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など、大人たちがそのことに問題意識をしっかりと持っていて気付くこと、それを集め合うことが大事かと思います。

それから、例えばアウトリーチといいますか、そういう家庭を訪問できるぐらいの力を持つこと、そういうことも大事かと思います。

もう一つは、ヤングケアラーに関してはこの機関、あるいはこの方に相談すれば、幾らか解決に向けて進むかなという、経験を積んだスーパーバイザーのような方がいらして、学校を訪問し、先生や、可能であれば子どもたちと接触するということが必要なのではないかと考えております。

学校や子どもたちに関わっている大人たち全てが気付ける立場にあると思います。広場の指導員であろうと、学童保育の指導員であろうと、少し気が付いたらそれを集め合うこと。それを広げていければと考えています。

この資料を見ていますと、様々な会議が開かれ、多くの人たちが相談にみえています。その際に、この家族にはケアが必要な方がいるのかもしれないと、センシティブに考えていただければと思いました。

【区長】

有難うございます。プロがいたほうが良いということですか。実現可能かは分かりませんが、それはそうだと思います。

【坂口委員】

問題に気付いても、どうしたらよいかというところで止まっていたら、何にもなりません。今回こうした大事な会議でこの問題を取り上げたので、解決に向けて進む方法が見つければと思いました。

【区長】

先ほど幾つか事例を紹介してもらいましたが、挙がっている事例というのは、ヤングケアラーと言わなくても、問題のある事例です。本人に聞いたり、あるいはアンケートなど、様々な方法により、ヤングケアラーという視点だけに絞らなくても問題のある家庭や問題のある子どもというようにある程度仕分けできているはずです。それをもう少しきちんと分析することが必要なのだと思います。

【中田委員】

やはり教育現場が一番早く子どもたちの様子を知って変化に気付く場所であるため、大きな役割であると思います。ただ、それを他の機関に繋げていくということが非常に難し

いと思っています。福祉分野、子育て分野に繋げる、あくまでも教育機関はそのパイプ役でよいと私は考えています。

生活保護世帯、要支援家庭は福祉事務所なども把握されている部分があると思いますが、把握されていない家庭については、1日の中で家庭の次に長く過ごす学校における先生方の気付きが大事だと思います。

先生方の負担が増えてはいけないと思うので、あくまでも先生方はパイプ役に徹したほうがよいと私は考えます。

【区長】

先生方の役割という点で、他の方はいかがでしょうか。

【岡田委員】

私は学校現場出身という立場から申し上げますが、確かに私の受け持った子どもたちの中にも家庭で困難な問題を抱えている子どもたちが一定数おります。

このヤングケアラーということに絞って申し上げますと、この子はヤングケアラーだという視点で子どもを見ることが出来る教員が今どれくらいいらっしゃるかということが甚だ心配です。ただ一般的な問題行動として捉えがちだと思います。

従って、ヤングケアラーに気付くための教育をすることが必要かと私は考えております。

それからもう一つ、繋がりという部分で、私がいたときに学校間の情報の連携ということが非常に難しいことが多々ありました。例えば小学校から中学校に上がる時の情報交換です。小中を跨ると様々な機関とのパイプが詰まり、やりにくいところが多くありました。

そのため、ヤングケアラーの子どもについて、色々な機関の人たちがどのように情報を共有できるかということが大きなポイントなのであると思っています。

【区長】

有難うございます。今おっしゃった気付くための取組というのは具体的にはどういったことでしょうか。

【岡田委員】

子どもたちが、遅刻してくるとか、忘れ物が多いとか、洋服を着替えないとといったことはただ単に生活上の問題だと教員としては捉えがちですが、一度ヤングケアラーという視点で子どもを見つめ直して、家庭と連絡を取り合って、その子がヤングケアラーかどうか正確に把握する、そういう視点をぜひ教員に示していただければということです。

【区長】

有難うございます。

今、ヤングケアラーという子どもたちに気付く、発見するといった視点が中心で議論が進んでいますが、そもそもヤングケアラーとは一体何なのかということ、問題にされているものをどのように考えればよいのでしょうか。私たちが子どもの頃というのは、兄弟が多

かったので、上の子どもが下の子どもをおぶって学校へ来るなど、そのようなこともごく当たり前になりましたし、それを誰も問題にしなかったわけです。現在は社会状況が全く違いますが、そもそもヤングケアラーとして問題にすべき事例というのは、どう考えたらよいのでしょうか。

つまり、程度問題なのか、それとも、これは絶対子どもにやらせてはいけないということがあるのかどうか、そういったことはどうでしょうか。

【坂口委員】

今、当たり前という言葉がありました。ヤングケアラーであることは子どもに大きく影響します。例えば、交友関係が狭くなりますし、部活にも参加できません。急いで家へ帰ります。そうすることで体力や健康も損ないます。

また、進路について、どうしたらよいか分からない、周りに相談できない、自己実現ができないといったこともあります。

イギリスでは、そういう子どもたちが集まれる場を作って自分たちの思いを全部吐き出すような場所を用意したり、自己実現が体現できることを考えているとのこと。

それには1・2年あるいは小中学校の間だけではなく、長い期間がかかることもあります。私の知り合いの主任児童委員ですが、彼らは10年間、その家族を見守っていると言っていました。次々に兄弟が大きくなって働くのですが、その下の子がまた病気がちで、日本語もおぼつかない母親の病院の付き添いまでして、なかなか終わりが無いという問題を抱えていました。その状況が当たり前という、そうでないように思います。

【区長】

当たり前というのは、それが当然と言っているのではなく、今は当然許されないことが昔は当たり前であったということです。

極端なことを言えば、自分の弟、妹の面倒を少し見るなど、そういったことは何の問題もないわけですね。

要するに、一つの行為だけを取り上げて、これはヤングケアラーだ、というのではなく、程度問題なのか、それとも子どもの家庭環境の問題なのか、そういったことを総合的に考える必要があると思います。この点について、ぜひ議論いただければと思います。

【岡田委員】

先ほど、昔の家庭と今の家庭の比較の話がありましたが、私は昔の家庭と今の家庭で構成要素が大分違うと考えております。昔は大人数で祖父母の面倒を見たり、子どもの面倒を見たりすることが可能でしたが、今は、家族構成が非常に少人数になってきています。ヤングケアラーの子が面倒を見なくなると、たちまちその家庭が破綻していくような状況にあるのが現状だと思います。

例えば保育園に通っている子どもの面倒を見たり、寝ている母親の面倒を見たりしている子がその支援をやめれば、その家庭は破綻するわけです。そのようなぎりぎりのところに追い込まれた子どもたちがいるということが大きな問題であると認識しております。

【区長】

ぎりぎりのところに追い込まれるというのは、例えば貧困とか、家族構成とか、親の精神状況など、様々な要素が複合することで追い込まれてしまうということでしょうか。

【岡田委員】

親の介護や子守のために、本来、学校に行く時間や1日の時間が使われてしまう。そのようなことで追い込まれていると申し上げました。

【区長】

子どもの行為の断片だけではなく、全体の状況を見なければいけないということでしょうか。分かりました。

【仲山委員】

先ほど程度問題という言葉が使われましたが、私はまさにそうだと思います。程度問題であるから、その家庭ごとに、ヤングケアラーなのか、そうでないのかが異なってくるのだと思います。やはり1つの視点は、このようなことをしていたら、その子の将来に支障をきたしてしまうといったような状況であれば、これはやはりヤングケアラーとして支援をすべきだと思います。中にはそれを楽にこなしている子どももいて、本人の成長につながっているケースもあると思います。

やはり程度問題になってしまうと、ヤングケアラーとして支援すべきかどうかを見極める専門家や支援機関が必要ではないかと思います。どうしても、ばらつきがあるとは思いますが、程度問題であれば致し方ないかと思います。

【区長】

色々な要因が複合して子どもが追い込まれ、成長や将来に影響が及ぶ。そこがポイントになるのだと思います。

【中田委員】

幼い時から、しつけの一つとして家事や兄弟の世話をすることが当たり前になっている、親の言うことが絶対であるといった状況の場合、家庭環境はなかなか変えられないため、そういったことに本人が何も疑問を持っていないかもしれません。ヤングケアラーが顕在化しにくいというところに視点を置いたときに、先生たちが気付くということもそうですが、本人が気付くということも大事だと思います。学校に、講演者として、過去にヤングケアラーだった方を呼んだり、授業の一環として取り入れたりすることで、本人が気付くことができるのではないかと思います。リーフレットなどを作成するのはどうかと、今、話をしながら思いました。

【区長】

どのようなリーフレットでしょうか。

【中田委員】

ヤングケアラーとは何かということ子ども自身に知らせる簡単なものです。例えば、勉強する時間がない、兄弟の世話をしているといった、一般的に言われているものです。

もしくはヤングケアラーだった人の講演を通して、自分はヤングケアラーかもしれないという、子ども自身の気付きや発見に繋げるといったことも必要かと思います。

【区長】

先ほど坂口委員がお話しされたイギリスの例がありました、中田委員がおっしゃったことと、同じなのでしょうか。

【坂口委員】

そうではないと思います。イギリスでは見つけたら、はっきりあなたはヤングケアラーであると教えて、好きなだけ自分たちの悩みを言える場を提供しています。子どもをエンカレッジする方法まで考えているということです。ケアラー自身も、その家族もサポートし、その子ども自身の生き方をサポートするということまで進んでいるのです。

【仲山委員】

中田委員から、今、リーフレットの話が出ましたが、そのリーフレットに、まずは既存の支援機関でいいと思いますが、相談窓口が記載してあればよいと思います。

【区長】

それについて、子どもたちが困ったときにどう対応しているか、事務局から説明をお願いします。

【学校教育支援センター所長】

現在、子どもたちのそういった相談を受けるために、毎年、「子供相談カード」というものを全小中学生に配っております。そうしたもののの中に、相談窓口を記載するなど、啓発が図れるかと考えております。

【教育振興部副参事】

ヤングケアラーの認知度に関しては、自分自身がヤングケアラーなのかどうか分からないという子どもたちが実際に多くいるということは、紹介されているところです。

1年前の数字ですので今は変わっているかもしれませんが、国の調査の中でも、ヤングケアラーのことについて聞いたことがあるという子どもは15%にとどまっています。また教員についても、ヤングケアラーという言葉を知っており、学校として対応しているというのは20%程度だというような統計がございます。

昨今、ヤングケアラーが報道等で取り上げられるようになってから、既にもう大人になり、ヤングケアラーを卒業した方が、自分はそのときヤングケアラーだったのだということに気付いて、自分のエピソードを紹介したというような事案も多くございました。そういう意味からも、ヤングケアラーであるという認知を広めていくということは、子どもに

とっても大変必要なことだと考えているところでございます。

【区長】

分かりました。今、子どもの気付きといったことに話はいっていますが、それに限らず、こういった子どもに対してどう対応すべきか。それを含めて忌たんのない意見を聞かせていただければと思います。

【仲山委員】

どう対応すべきかということですが、坂口委員が初めのほうで、この人に相談すれば何とかしてくれるという、専門家がいたらよいのではないかという話がありましたが、もしかしたら現在のスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの方の中にも、そういうスキルの高い人がいるかもしれません。その辺も確認されたほうがいいのではないのでしょうか。その中でリーダーシップを取っていただけるような人がいたならば、そういった人を中心として組織にするということも、一つの方法だと思います。

もう一つ、そうは言ってもヤングケアラーという人たちに対応できる人はそう多くはないと思うので、まずは1回このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方、それから相談員の方に、専門の研修を受けてもらう、あるいは専門家の話を聞いてもらうような機会を設けるのはどうかと思います。大学関係で、こういう分野でも研究はある程度進んでいると聞いていますので、適当な方を呼んで、お話をしてもらうということも必要ではないかと思います。

【区長】

今、教育委員会で行っている研修の中には、ヤングケアラーに係るものもあるのでしょうか。

【教育振興部副参事】

昨年11月に学校で調査を行った際、ヤングケアラーとはこういうもので、こういう問題があるので、こういう調査をご協力いただきたいということを、校長先生、それから校長先生を通じて学校の教員に紹介しています。これは普及啓発の一つの機会かと思っておりますが、更に今後はより焦点化した内容のものを実施していく必要があると考えております。

【学校教育支援センター所長】

教員の専門研修につきましては、昨年8月に学校相談研修というものの中でヤングケアラーを取り上げて研修を実施してございます。その中、限られた先生ではございますけれども60名の方が受講されております。

【区長】

先ほど様々な事例を紹介してもらいましたが、こういった問題を発見する際には、例えば、生活保護の関係であったり、外国人の対応だったり、色々な取っかかりがあって入っ

ていく場合が多いわけですが、その中で、学校というのはどういう役割をすべきかということ。スクールソーシャルワーカーという話が出ていますけれども、やはり学校が中心、先ほど、中田委員がパイプ役とおっしゃいましたが、そういったことも含めて学校がどういう役割を果たすべきなのか。先生はどうか。スクールソーシャルワーカーはどうか。それがポイントの一つなのではないでしょうか。

【坂口委員】

きちんとカウンセリングができる各相談員の方など、様々な方がもう少し機能的に、有機的に繋がると良いと思います。

例えば、要保護児童対策地域協議会、養育支援家庭訪問事業、子供を守る地域ネットワークなどの支援拠点に有機的な繋がりがあればよいと思います。

また、学校現場にカウンセラーの方が訪ねても、本当に焦点が合っているのか、その辺は少し見えないので、気になっているところです。学校で、特に何もありませんと言われたら、そのまま引き下がっていくのか。その辺についてもう少し既存のものを活かすということが支援の一つになるのではないかなと思います。

会議の回数などを見れば、様々な立場の方たちや働き手がいらっしゃるということがよく分かります。これを活かすことはできないかと思いました。

【岡田委員】

私がヤングケアラーなのかなと感じた子どものことで申し上げますと、例えば明日のこととか、ここをどうやって抜け出せばよいのだとか、それから自分が弟、妹の面倒を見ないと誰も面倒を見なくなるから、我慢しているのだとか、そういうことを言うわけです。そのことに対して学校としては色々な機関に情報をお伝えするというのもしますが、その子が爆発しないように、あるいは不登校にならないように、そういう観点で精神的なフォローをしていくしか手がないという思いがずっとあります。

学校が適切な手を打てないという状況をご理解いただきながら可能な学校支援をしていただけるとありがたいと思います。

【区長】

岡田委員は、ご経験から、学校が果たすべき役割ということで、教師、それからスクールソーシャルワーカーについて、どのように考えられていますか。

【岡田委員】

教師は精神的な支えはかなりできるかと思っています。それから、スクールソーシャルワーカーの方たちがいらっしゃることなので、ぜひ学校に来ていただいて、子どものことで情報を共有して色々なところに繋いでいただくような、そういう働きをしていただくと学校としては安心だと思います。

【区長】

実際、学校で教員が仮に問題を発見した場合には、スクールソーシャルワーカーと相談

するのですか。

【学校教育支援センター所長】

スクールソーシャルワーカーについては、定期的に学校訪問をしております。また、問題が発生したときに学校へ伺って、お話を伺うことになっています。実際、不登校や問題行動があったりしたときには、スクールソーシャルワーカーへご相談いただくことがございます。

全てではございませんが、そういった中で、実際に支援してきた数は年間500件弱となっております。

【区長】

それは直接子どもに会って相談をするわけですか。

【学校教育支援センター所長】

家庭への介入をした件数については、昨年は590件でございました。

【教育指導課長】

教員は何らかの支援を必要とする子どもだと気が付きはするものの、先ほど岡田委員からもあったように、それをどう繋いでいったらよいのか分からない教員も少なからずいると思います。その理由には経験の浅い教員層が増えているところがあります。

ただ、こういう問題を発見した場合、あるいは気が付いた場合には、学校内の教員で共有して、中堅・ベテランの教員あるいは管理職が、スクールソーシャルワーカーなどの専門の方たちへ連絡を入れる、このように情報が流れているのが現状でございます。

【区長】

本日は、先ほど冒頭にお話ししたとおり、何か決まった結論があるわけではありませんので、議論の取り掛かりとして、何が問題かということや、こういったところに気を付けたらどうかということをおっしゃっていただければと思います。

【仲山委員】

先ほど、リーフレットの話の中で相談窓口を明記していただければありがたいという話をしましたが、複数電話番号があるよりは、ここにかければ相談に乗ってくれる、そういう何か一つの電話番号を用意しておいたほうが子どもにとってはかけやすいのではないかと思います。

それから、ヤングケアラーだったという方の手記がインターネットに載っていましたが、常に支援をしてもらわなくても構わないが、少し困ったという時に支援をもらえるようなシステムがあればよいというようなことを書いていました。そう思うと、何かあった時に、電話をすればその解決策や、今そこで起きている問題に対してアドバイスしてくれる、そういう機関があればよいと思います。

【区長】

それに関連して私も質問があります。教員やスクールソーシャルワーカー、他の機関でもよいのですが、子どものほうから相談がある、そういった例というのは実際にどれくらいあるのでしょうか。

【学校教育支援センター所長】

直接、教育相談等にいただく電話は年間それほど多くはございませんで、毎年、大体10数件程度です。ただ、メール相談になりますと、昨年度はタブレットが配備されたことでかなりの数、いたずらかなと思うものも含めてですが、件数は60件以上センターのほうで受け付けております。色々な相談環境の中で子どもは発信しようとしているということを感じ取ってございます。

【仲山委員】

おそらく、子どもが相談できるということさえ知らないのが大半ではないかと思います。困っている時に相談できるということ、気軽に相談してもよいということを周知する必要があると思います。

【区長】

教員としては、子どものほうから相談できるような感じをつくるのは難しいのではないかという気がしますが、そうでもないですか。

【教育振興部副参事】

子どもに対して、学校は子どもの相談はいつでも受け入れるよと。教員だけではなくて養護教員や、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員など、いつでも悩みを受け入れると、そういう準備はできているのですが、子どものほうとしては友達や勉強のことであれば相談しやすい。しかし、家庭のことを先生に相談していいものなのかと、ここで躊躇する子どもは実際にいるのではないかと思っております。

ですので、子どもたちに家庭のことでも相談してよいというような意識付けをしていく必要は大いにあるのではないかと思っております。

【岡田委員】

私の知り合いで主任児童委員をやっている方がいますが、学校が知らない情報を主任児童委員の方はご存じで、その子どもはやはりヤングケアラーだったということです。地域の方もご存じの方が多いので、学校と地域の方が連携しながらそういう子どもを把握するのも、ある程度は可能かと思えます。

また、本で読んだのですが、イギリスでは、子どもの居場所、ヤングケアラーの居場所、例えばご飯を食べられる、物資を売るなど、そのような場を地域の方たちがつくっているというのがありました。日本でそれが可能かどうかというのは想像できませんが、教育要覧を見ると、居場所支援事業というものもあり、そのようなものがヤングケアラーの子どもたちに開放され、そこに行って話をする、そういうことは可能なのではないかと思った

のですが、いかがでしょうか。

【坂口委員】

本当にそうです。例えば相談ひろばのようなところのスタッフがそれを心得ていたら、話ができ対応できると思いますし、家庭のことも何でも相談してよいのだと子どもたちに分かってもらうようなアプローチをしなければいけないのは確かです。

それからメールなら書きやすいと、学校教育支援センターの小野所長はおっしゃいましたが、そういうオンラインもこれからは使えます。

子どもたちに、ヤングケアラーも偉いのだと、こういうことをやっていてすごい、という言葉をかけて、すごいことだという認識、認知度を上げれば、別にこそそそとしくなくてもよくなるのではないかと思います。家族に頼られている存在であるということを、学校も社会も認めてあげられるような時代になればよいと思います。イギリスではおそらくそれをもう堂々と言えるのでしょう。

色々な子どもたちが繋がり合う場所、それは例えば児童館だってできます。例えば、自分は親の世話があるから30分で失礼しますと帰るといったように、自由になればよいと、理想かもしれませんが、そう思いました。

【区長】

坂口委員がやっていらっしゃる子ども食堂で、そのようなケースはありますか。

【坂口委員】

はい、何度かあります。食事の支度は難しいため、届けてあげたりということもやっています。それこそ地域社会がそのことに気付きさえすれば何か支援はできると思うのです。よくやっているとその子を励ますこともできると思います。やはりもう少しオープンにしたほうがよいのではと思います。

【区長】

分かりました。もう少しこの話をしたいということがありましたら、ぜひおっしゃってください。

【仲山委員】

先ほど小中学生の全員を対象としたアンケートを提案しましたが、当然、高校生も支援の対象になると思うのです。高校生からの情報を吸い上げる方法を考えていただけないかと思います。

都立高校、あるいは私立高校もあります。また、高校に行っていない方も、18歳未満でいらっしゃるわけですから、そこが抜け落ちてしまうと、心配です。

【区長】

他にいかがですか。よろしいですか。

これはなかなか微妙な問題でもあります。家族というのは、やはり最後の守り場で、最

後の砦という面もありますから、家族を大事にしなければいけないし、かといって、子どもがそうやってヤングケアラーとして放置されている事例も、許すことはできません。その辺を両方守りながらきちんとやっていくというのは、なかなか考えてきた以上に難しいです。一刀両断で、行政が介入していくというわけにもいきません。

本日は特段結論が出たわけではありませんが、問題の難しさを改めて考えさせられた議題でありました。本日の議論も踏まえて、事務局でも整理をさせていただいて、提起された問題についてご相談させていただければと思います。

それでは、議題のその他で、委員の方から何かありますか。何もなければ、これで令和3年度第2回総合教育会議を終わらせていただきます。活発な議論をいただきまして有難うございました。

了